

1 趣旨

個人情報保護条例及び情報公開条例（以下「2条例」という。）の運用上の課題が生じたので、個人情報保護審査会及び情報公開審査会の意見を伺うもの。

2 内容（関係法令は資料② 現行の解釈・運用基準は資料③）

不適法な請求の取扱いについて

2条例では、審査請求の対象となる処分として、「開示決定等」の類型を列挙して定義しているが、不適法な請求（形式上不備・適用除外）となる場合に対する「却下」が含まれておらず、「却下」を行った場合に審査会への諮問義務があるか不明確。

なお、審査会への諮問を行うこととしているため、行政不服審査法の改正時に2条例にそれぞれ特別の定めを置いて、行政不服審査法上の審理員審理の適用除外とした経緯がある。

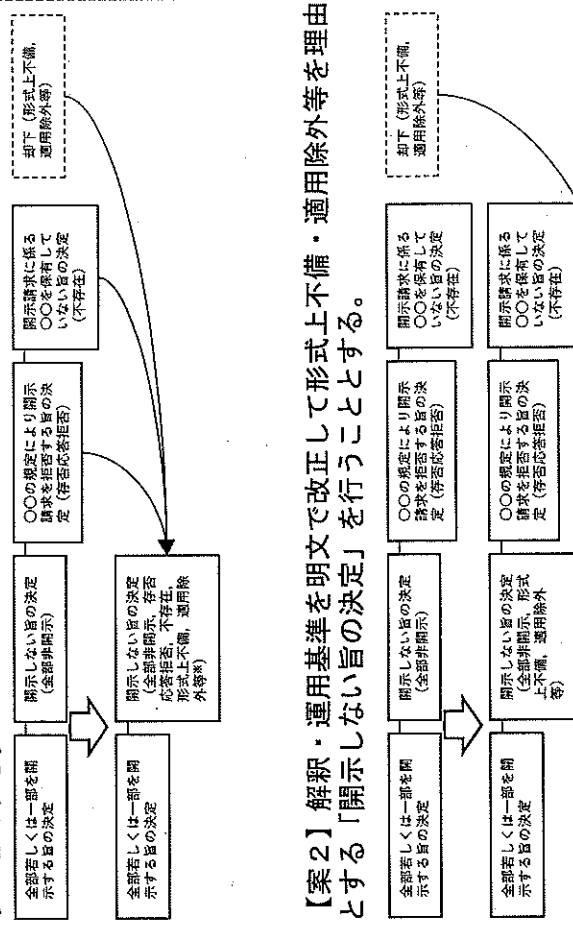
不適法な請求の例

- 1 形式上の不備
  - 個人情報公開条例第5条又は個人情報保護条例第17条に規定する手続に不備がある場合等が該当する
    - 例)宮城県が保有する補助金に関する一切の文書の開示請求
    - ⇒ 開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されていないと実施機関が判断し補正依頼するも補正に応じないため請求を却下
- 2 適用除外
  - 情報公開条例第18条又は個人情報保護条例第59条若しくは第60条に規定する条例の適用除外となる文書の開示請求があった場合が該当する
    - 例)宮城県図書館が保有する「特定図書」の開示請求
    - ⇒ 条例の対象とならない文書であると実施機関が判断し請求を却下

※他に明文でされていない不適法な請求として権利の濫用にあたる請求が考えられる（本県において適用事例無し。）。

【現行】「却下」通知を行う運用を維持しつつ、運用上は「開示しない旨の決定」に含まれることとして、審査会への諮問義務がある処分として取扱っている。

【案1】2条例を改正して、「開示しない旨の決定」の範囲を広くした上で、形式上不備・適用除外等を理由とする「開示しない旨の決定」を行うこととする。



【案2】解釈・運用基準を明文で改正して形式上不備・適用除外等を理由とする「開示しない旨の決定」を行うこととする。

3 今後

審査会の意見を踏まえた上で、条例改正あるいは解釈・運用基準の改正作業に取り組む。なお、条例にはそれぞれ同趣旨の規定が置かれていることから、統一的に対応する。

## 関連法令

## ○行政不服審査法（平成 26 年 6 月 13 日法律第 68 号）（抄）

（審理員）

第 9 条 第 4 条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第 14 条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第 17 条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第 3 節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- (1) 内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項又は国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する委員会
- (2) 内閣府設置法第 37 条若しくは第 54 条又は国家行政組織法第 8 条に規定する機関
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会若しくは委員又は同条第 3 項に規定する機関

## ○行政手続条例（平成 7 年宮城県条例第 30 号）（抄）

（申請に対する審査、応答）

第 7 条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下この章において「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第 8 条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

## ○情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）（抄）

（開示請求の手続）

第 5 条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

## (3) その他実施機関が別に定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第 6 条 実施機関は、開示請求のあった日から起算して 15 日以内に、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定、第 11 条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」と総称する。）をしなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 から 4 まで（略）

（審理員に関する規定の適用除外）

第 13 条の 4 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第 18 条 この章の規定は、他の法令（個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第 2 条第 3 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 2 条第 3 項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この章の規定は、図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。

4 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定の適用を受けないこととされる行政文書については、適用しない。

## ○個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）（抄）

（開示請求の手続）

第 17 条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 開示請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人若しくはその代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類で実施機関が指定するものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第 21 条 実施機関は、開示請求書が提出されたときは、当該開示請求書が提出された日から起算して 15 日以内に、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定、開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定、第 20 条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」と総称する。）をしなければならない。ただし、第 17 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 から 4 まで (略)

(審理員に関する規定の適用除外)

第 36 条の 3 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(適用除外)

第 59 条 第 2 章、第 3 章及び第 7 章の規定は、図書館その他の県の施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、保有している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

2 第 3 章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

(他の法令との調整)

第 60 条 次に掲げる個人情報については、第 2 章、第 3 章及び第 7 章の規定は、適用しない。

(1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報

(2) 統計法第 2 条第 8 項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(3) 統計法第 2 条第 1 項に規定する行政機関（以下この号において単に「行政機関」という。）が同法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた同法第 2 条第 10 項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報

(4) 統計調査条例（平成 4 年宮城県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 第 3 章第 1 節の規定は、他の法令（情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。以下この項及び第 4 項において同じ。）が第 24 条第 1 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法で開示することとされている個人情報については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

3 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 24 条第 1 項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

4 他の法令の規定により個人情報の開示を受けた場合には、第 27 条第 1 項から第 3 項まで又は第 33 条第 1 項から第 3 項までの規定の適用については、開示を受けたものとみなす。

5 他の法令の規定により特定個人情報の開示を受けた場合には、第 27 条第 1 項から第 3 項まで又は第 33 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、開示を受けたものとみなす。

6 他の法令の規定により自己に関する個人情報の訂正又は利用停止をすることができる場合には、第 3 章第 2 節及び第 3 節の規定は、適用しない。

7 第 3 章の規定は、第 1 項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。

— 以下、事務取扱要綱 —

○行政文書開示事務取扱要綱（平成 2 年 9 月 7 日施行総務部長通知）（抄）

第 3-4 開示請求の却下

主務課等は、請求書の形式上の不備の補正を求めたにもかかわらず、請求者が補正に応じなかった場合、相当の期間内に補正を行わなかった場合又は開示請求のあった行政文書が条例第 18 条に規定する行政文書に該当する場合は、当該開示請求を却下するものとし、請求者に対し、開示請求却下通知書（別記様式第 1 号）により通知するものとする。

○個人情報保護事務取扱要綱（平成 9 年 4 月 1 日施行総務部長通知）（抄）

第 4-6 開示請求の却下

主務課等は、次に掲げる場合は、当該開示請求を却下するものとし、開示請求却下通知書（別記様式第 1 号）により通知するものとする。

- (1) 開示請求書の形式上の不備の補正を求めたにもかかわらず、開示請求者が補正に応じなかった場合又は相当の期間内に補正を行わなかった場合
- (2) 任意代理人による開示請求書を受け付け、受付後に行った本人の意思確認の結果、開示請求者に補正を求めたにもかかわらず開示請求者が補正に応じなかった場合若しくは相当の期間内に補正を行わなかった場合又は委任関係に疑義がある場合等本人の意思とは異なる開示請求が行われていると認められる場合
- (3) 開示請求のあった個人情報が条例第 59 条又は第 60 条第 1 項、第 2 項、第 3 項若しくは第 7 項に規定するものである場合

第 5-6 訂正請求の却下

主務課等は、次に掲げる場合は、当該訂正請求を却下するものとし、訂正請求却下通知書（別記様式第 1 号）により通知するものとする。

- (1) 訂正請求書の形式上の不備の補正を求めたにもかかわらず、開示請求者が補正に応じなかった場合又は相当の期間内に補正を行わなかった場合
- (2) 任意代理人による訂正請求書を受け付け、受付後に行った本人の意思確認の結果、訂正請求者に補正を求めたにもかかわらず訂正請求者が補正に応じなかった場合若しくは相当の期間内に補正を行わなかった場合又は委任関係に疑義がある場合等本人の意思とは異なる訂正請求が行われていると認められる場合
- (3) 訂正請求のあった個人情報が条例第 59 条又は第 60 条第 1 項、第 6 項若しくは第 7 項に規定するものである場合

- (4) 開示を受けた日から 90 日を経過している場合

#### 第 6-6 利用停止請求の却下

主務課等は次に掲げる場合は、当該利用停止請求を却下するものとし、利用停止請求却下通知書（別記様式第 1 号）により通知するものとする。

- (1) 利用停止請求書の形式上の不備の補正を求めたにもかかわらず、利用停止請求者が補正に応じなかった場合又は相当の期間内に補正を行わなかった場合
- (2) 任意代理人による利用停止請求書を受け付け、受付後に行った本人の意思確認の結果、利用停止請求者に補正を求めたにもかかわらず利用停止請求者が補正に応じなかった場合若しくは相当の期間内に補正を行わなかった場合又は委任関係に疑義がある場合等本人の意思とは異なる利用停止請求が行われていると認められる場合
- (3) 利用停止請求のあった個人情報が条例第 59 条又は第 60 条第 1 項、第 6 項に規定するものである場合
- (4) 開示を受けた日から 90 日を経過している場合

## 情報公開条例の解釈・運用基準抜粋

## (開示請求に対する決定等)

第6条 実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」と総称する。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求のあった日に行政文書の全部を開示する旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。
- 3 実施機関は、行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を前項の書面に具体的に記載しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

## 〔趣旨〕

本条は、開示請求書の提出があった場合において、請求の対象となった行政文書について実施機関が行う開示決定等及びその旨の通知に関して、その内容及び手続について定めたものである。

## 〔解釈〕

## 1 第1項

- (1) 実施機関は、行政文書の開示請求があったときは、速やかに開示決定等を行うこととし、当該開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない義務を負うものである。
- (2) 「開示請求があった日」とは、情報公開窓口（県政情報センター、県政情報コーナー、警察情報センター、警察署又は実施機関が別に定める窓口）において開示請求書を受け付けた日をもって取り扱うものとする。
- (3) (1)に規定する期間（以下「決定期間」という。）の末日が休日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。
- (4) 実施機関は、行政文書の開示の請求があった場合、本項の規定によりいずれかの決定をしなければならないことを義務付けたものである。

## 2 第2項

- (1) 「書面により通知しなければならない」とは、実施機関の決定は行政処分であり、行政文書の開示請求を書面により提出させることとした前条の規定と同様の趣旨である。
- (2) 通知は、決定の区分に応じ、規則等で定める様式により行うものとする。
- (3) 第2項ただし書は、他の法令等により縦覧若しくは閲覧が認められている行政文書又はこれまでの開示決定において全部開示の決定を行った行政文書等であって、全部開示が可能と判断されるものについては、開示請求者の利便性の向上を図るため、迅速な内部手続により開示決定すべきであると考えられることから、このような行政文書について開示請求があったときは、実施機関は口頭により開示決定の通知を行うことができるようにしたものである。
- (4) 実施機関は、第2項ただし書の規定により口頭により開示決定の通知を行ったときは、その事務事業に著しい支障が生じる場合行政文書が著しく大量である場合その他実施機関において即時に開示の対応をすることが困難である場合を除き、開示請求があった日に開示するよう努めなければならない。

## 3 第3項

- (1) 行政文書の一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定をした場合は、第8条各号の規定のいずれに該当するのか、具体的に理由を記載した通知書によって、また、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合、開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定をした場合についても開示請求者に具体的に理由を記載した通知書によって、通知しなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
- (2) 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、おおむね1年以内にお

## 情報公開条例の解釈・運用基準抜粋

いて一定の期間が経過することにより、第8条各号に該当する理由が消滅することが確実であり、行政文書の開示をすることができるようになる期日があらかじめ明示できる場合をいう。

なお、この期日の明示は、行政文書の開示ができるようになる期日を教示するものであり、その期日に行政文書の開示をすることを意味するものではないため、開示請求者は、その期日以後に改めて行政文書の開示を請求しなければならない。

### 4 第4項

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、決定期間内に開示決定等ができない合理的な理由をいい、おおむね次のような場合をいう。

イ 請求に係る行政文書が大量であり、又はその内容が複雑であるため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合

ロ 天災等が発生し、緊急を要する業務処理のため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合

ハ 年末年始等公務を行わない日が含まれる場合その他決定期間内に開示決定等を行うことが困難である合理的な理由がある場合

(2) 延長の期間は、(1)で記した事務処理上の困難その他正当な理由がやみ、開示請求に係る行政文書についての開示決定等をするために必要とされる合理的なものでなければならない。

なお、この場合においても第1項の趣旨に沿って対応しなければならないものである。

### 〔運用〕

1 行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときに理由を具体的に記載しなければならないこととしたのは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を相手方に知らせるためであり、県の説明責任を本条例の目的に明記したことから、従前にも増して明確でわかりやすく記載することとしたものである。また、理由の記載は、適法な決定をするための要件であり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の開示決定等は、瑕疵ある行政処分とみなされることがあるので、理由を明確に具体的に記載するものとする。

2 開示決定等に関する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところによるものとする。

3 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び同法第17条の規定に基づき都道府県選挙管理委員会に提出された報告書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書について、同法第20条第1項に基づき当該報告書の要旨の公表がなされる前に開示請求があった場合には、同法第20条の3第3項により、要旨の公表がなされた後に条例第6条第1項に基づく決定をし、必要に応じ同条第4項に基づく延長を行うものとする。

同様に、政党助成法（平成6年法律第5号）第18条第3項の規定に基づき都道府県選挙管理委員会に提出された政党の支部の支部報告書若しくは支部総括文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書について、同法第31条に基づき当該報告書等の要旨の公表がなされる前に開示請求があった場合には、同法第32条の2第3項により、要旨の公表がなされた後に条例第6条第1項に基づく決定をし、必要に応じ同条第4項に基づく延長を行うものとする。



## 情報公開条例の解釈・運用基準抜粋

(審査会への諮問等)

第 14 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮城県情報公開審査会（次項において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の場合において、同項の実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

## 【趣旨】

- 1 本条第 1 項は、条例に基づく処分等について、審査請求があった場合、公正かつ客観的な判断を確保するため、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することを義務付けたものである。
- 2 本条第 2 項は、説明責任の観点から実施機関は、審査会に対し諮問する場合、審議に必要な資料を提出することとしたものである。

## 【解釈】

## 1 第 1 項

- (1) 開示請求に係る不作為に対する審査請求については、迅速な処分を促すにとどまらず、不作為の有無、不作為の違法又は不当の有無を審理し、当該請求に対して一定の処分をすべきか否かについての審理が求められることから、審査会の諮問対象とするものである。
- (2) 本項の実施機関には、公営企業管理者及び警察本部長は含まない。公営企業管理者及び警察本部長以外の実施機関については、上級行政庁は存在しないので、これらの実施機関が行った開示決定等に対する不服申立ては、当該実施機関に対する審査請求によって行われることとなる。公営企業管理者については、地方自治法上の独立の執行機関とはされておらず、あくまでも知事の補助機関としてとどまっていることから、公営企業管理者が行った条例に基づく処分等に対する不服申立ては、上級行政庁である知事に対する審査請求によって行われるものである。また、警察本部長については、行政不服審査法の解釈及び運用上、公安委員会が警察本部長の上級行政庁に当たる（平成 12 年 6 月 12 日付け自治行第 34 号自治省行政局行政課長回答）ことから、警察本部長が行った開示決定等に対する不服申立ては、上級行政庁である公安委員会に対する審査請求によって行われるものである。
- (3) 「審査請求があった場合」とは、条例に基づく処分等に対して開示請求者が審査請求を行った場合のほか、条例に基づく処分等に対して利害関係を有するものが審査請求を行った場合を含む。
- (4) 「裁決」とは、次の区分に応じて行われる裁断行為をいう。
  - イ 条例に基づく処分などに係る実施機関が公営企業管理者及び警察本部長以外の実施機関である場合は、当該条例に基づく処分等に係る審査請求に対し、これらの実施機関が行う審査庁としての裁断行為
  - ロ 条例に基づく処分等に係る実施機関が公営企業管理者である場合は、知事に対する審査請求に対し、知事が行う審査庁としての裁断行為
  - ハ 条例に基づく処分等に係る実施機関が警察本部長である場合は、公安委員会に対する審査請求に対し、公安委員会が行う審査庁としての裁断行為
- (5) 「次の各号のいずれかに該当する場合」とは、審査会に諮問をする必要がない場合として第 1 号又は第 2 号に該当する場合をいい、諮問義務の例外としている。

## イ 第 1 号関係

「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求が、審査の結果、審査請求人として適格性がないため却下する場合及び審査請求期間の徒過等の要件不備により却下する場合などをいう。

## ロ 第 2 号関係

(イ) 本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるものであり、審査会への諮問義務の対象外としている。

第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。

## 情報公開条例の解釈・運用基準抜粋

(n) 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が非開示とされた情報のうち一部についてのみ審査請求をした場合は、当該部分のすべてについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が非開示を争わなかった部分については、対象とならない。

(h) 「当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。」とは、紛争の一回的解決を図る趣旨で設けたものである。

利害関係が相反する者が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、開示決定等を取り消し、行政文書の開示をすることとすると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかしながら、審査会に対する諮問制度を設けた趣旨にかんがみ、このようなケースについては審査請求の段階で審査会の答申を踏まえることが適当であり、利害関係が相反する者が存在することが明白な場合、すなわち、第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって行政文書の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしているときには、審査会へ諮問しなければならないこととしたものである。

## 2 第2項

「審議に必要な資料を提出するものとする。」とは、実施機関の説明責任と審議の迅速化の観点から、諮問する場合は、次に掲げる資料等を提出するものとする。

- (1) 審査請求書（写し）
- (2) 弁明書（写し）
- (3) 行政文書開示請求書（写し）
- (4) 決定通知書（写し）
- (5) 審査請求に係る経過説明書
- (6) 当該諮問に係る事案の概要書
- (7) 開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を分類し、整理した資料
- (8) 開示決定等に係る行政文書（写し）
- (9) その他必要な書類（要綱別記様式5号及び第6号等）

## 【運用】

審査請求に係る具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。

## 個人情報保護条例の解釈・運用基準抜粋

## (開示請求に対する決定等)

第 21 条 実施機関は、開示請求書が提出されたときは、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定、開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定、第20条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」と総称する。）をしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等をするができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

## 【趣旨】

本条は、開示請求書の提出があった場合において、請求に係る個人情報について実施機関が行う開示決定等及びその旨の通知に関して、その内容及び手続について定めたものである。

## 【解釈】

## 1 第1項関係

- (1) 本項は、開示請求書が提出されたときは、当該請求書が提出された日から起算して15日以内に実施機関が開示決定等を行わなければならない義務を負うことを定めたものである。
- (2) 「提出された日」とは、県政情報センター若しくは県政情報コーナーの個人情報窓口又は実施機関が別に定める窓口において開示請求書を受け付けた日をもって取り扱うものとする。
- (3) (1)に規定する期間（以下「開示決定期間」という。）の末日が休日（宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。
- (4) 実施機関は、個人情報の開示の請求があった場合、本項の規定によりいずれかの決定をしなければならないことを義務付けたものである。

## 2 第2項関係

- (1) 「書面により通知しなければならない」とは、実施機関の決定は行政処分であり、個人情報の開示請求を書面により提出させることとした第17条第1項の規定と同様の趣旨である。
- (2) 通知は、決定の区分に応じ、規則等で定める様式により行うものとする。

## 3 第3項関係

- (1) 開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定をした場合には、第18条第1項各号の非開示情報の規定のいずれに該当するのか、具体的に理由を記載した通知書によって、また、第20条の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場

## 個人情報保護条例の解釈・運用基準抜粋

合、開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定をした場合についても開示請求者に具体的に理由を記載した通知書によって、通知しなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

- (2) 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、おおむね1年以内において一定の期間が経過することにより、第18条第1項各号に該当する理由が消滅することが確実であり、開示請求に係る個人情報を開示することができるようになる期日があらかじめ明示できる場合をいう。

なお、この期日の明示は、請求対象となった個人情報が開示できるようになる期日を教示するものであり、その期日に当該個人情報を開示することを意味するものではないことから、請求者は、その期日以後に改めて当該個人情報の開示を請求しなければならない。

### 4 第4項関係

- (1) 本項は、第1項の開示決定期間の延長を定めたものである。
- (2) 「やむを得ない理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、第1項に規定する期間内に開示決定等ができない合理的理由をいい、おおむね次のような場合をいう。
- イ 請求に係る個人情報が記録された行政文書が大量であり、又はその内容が複雑であるため、開示決定期間内に開示の可否を決定することが困難である場合
  - ロ 天災等が発生し、緊急を要する業務処理のため、開示決定期間内に開示の可否を決定することが困難である場合
  - ハ 年末年始等公務を行わない日が含まれる場合その他開示決定期間内に開示決定等を行うことが困難である合理的な理由がある場合
- (3) 延長の期間は、(2)で記した事務処理上の困難その他正当な理由がやみ、開示請求に係る個人情報についての開示決定等をするために必要とされる合理的なものでなければならない。

なお、この場合においても第1項の趣旨に沿って対応しなければならない。

### 【運用】

- 1 請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をする場合の理由の記載について
 

請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をした場合の理由の記載は、適法な決定及び拒否処分を行うための要件である。したがって、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の決定及び拒否処分は、瑕疵ある行政処分とみなされることがあるので、理由は明確に記載する必要がある。
- 2 開示決定等に関する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところによるものとする。

## 個人情報保護条例の解釈・運用基準抜粋

## (審査会への諮問等)

第 37 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の場合において、同項の実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

## 【趣旨】

- 1 本条は、条例に基づく処分等について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合には、公正かつ客観的な判断を確保するため、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することを義務付けたものである。
- 2 本条第 2 項は、説明責任の観点から実施機関は、審査会に対し諮問する場合、審議に必要な資料を提出することとしたものである。

## 【解釈】

## 1 第 1 項関係

- (1) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に対する審査請求については、迅速な処分を促すにとどまらず、不作為の有無、不作為の違法又は不当の有無を審理し、当該申請に対して一定の処分をすべきか否かについての審理が求められることから、審査会の諮問対象とするものである。
- (2) 本項の実施機関には、公営企業管理者及び警察本部長は含まない。公営企業管理者及び警察本部長以外の実施機関については、上級行政庁は存在しないので、これらの実施機関が行った条例に基づく処分等に対する審査請求は、当該実施機関に対する審査請求によって行われることとなる。公営企業管理者については、地方自治法上の独立の執行機関とはされておらず、あくまでも知事の補助機関としてとどまっていることから、公営企業管理者が行った条例に基づく処分等に対する審査請求は、上級行政庁である知事に対する審査請求によって行われるものである。また、警察本部長については、行政不服審査法の解釈及び運用上、公安委員会が警察本部長の上級行政庁に当たる（平成 12 年 6 月 12 日付け自治行第 34 号自治省行政局行政課長回答）ことから、警察本部長が行った条例に基づく処分等に対する審査請求は、上級行政庁である公安委員会に対する審査請求によって行われるものである。
- (3) 「審査請求があったとき」とは、条例に基づく処分等に対して開示請求者が審査請求を行った場合のほか、条例に基づく処分等に対して利害関係を有するものが審査請求を行っ

## 個人情報保護条例の解釈・運用基準抜粋

た場合を含む。

- (4) 「裁決」とは、次の区分に応じて行われる裁断行為をいう。
- イ 条例に基づく処分等に係る実施機関が公営企業管理者及び警察本部長以外の実施機関である場合は、当該条例に基づく処分等に係る審査請求に対し、これらの実施機関が行う審査庁としての裁断行為
  - ロ 条例に基づく処分等に係る実施機関が公営企業管理者である場合は、知事に対する審査請求に対し、知事が行う審査庁としての裁断行為
  - ハ 条例に基づく処分等に係る実施機関が警察本部長である場合は、公安委員会に対する審査請求に対し、公安委員会が行う審査庁としての裁断行為
- (5) 「次の各号のいずれかに該当する場合」とは、審査会に諮問をする必要がない場合として第1号から第4号までに該当する場合をいい、諮問義務の例外としている。
- イ 第1号関係
 

「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求が、審査の結果、審査請求人としての適格性がないため却下する場合及び審査請求期間の徒過等の要件不備により却下する場合などをいう。
  - ロ 第2号関係
 

(イ) 本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるものであり、審査会に諮問する必要がないため、諮問義務の対象外としている。

第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。

(ロ) 「当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が非開示とされた個人情報のうち一部についてのみ審査請求をした場合に、当該部分のすべてについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が非開示を争わなかった部分については、対象とならない。

(ハ) 「当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く」とは、紛争の一回的解決を図る趣旨で設けたものである。

利害関係が相反する者が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、開示決定等を取り消し、個人情報の開示をすることとすると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかしながら、審査会に対する諮問制度を設けた趣旨に鑑み、このようなケースについては審査請求の段階で審査会の答申を踏まえることが適当であり、利害関係が相反する者が存在することが明白な場合、すなわち、第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって個人情報の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしているときには、審査会へ諮問しなければならないこととしたものである。
  - ハ 第3号及び第4号関係
 

訂正決定等及び利用停止決定等に関しても、第2号と同様の趣旨である。

なお、訂正請求及び利用停止請求に関しては、第三者に対する意見書提出の機会の付与を設けていないことから、第2号の「当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く」に相当する規定は設けていない。